

令和元年9月1日

秘書広報課長決裁

令和3年4月1日

秘書広報課長決裁

稲城市広報掲示板利用規程

市では、広く市民の皆さんに情報をお伝えする手段の一つとして、市内に広報掲示板を設置しています。利用の際は、この規程に沿ってお手続きください。

1 掲示できる掲示物

広報掲示板に掲示できる掲示物は、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 市又は市教育委員会が主催、共催、又は後援する行事等に関するもの
- (2) 官公庁が主催又は共催する行事等に関するもの
- (3) 市内又は近隣市の公共的施設を会場として開催する行事等に関するもの

2 掲示できない掲示物

次のいずれかに該当するもの及び該当するとみなされるものは掲示できません。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 市の中立性、公共性又は品位を損なうもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とするもの
- (4) 会員のみを対象とした集い等、対象者を著しく限定するもの
- (5) 個人宅を会場として開催するもの
- (6) 会員及びメンバーの募集、又は求人を目的とするもの
- (7) 過去に、掲示を不許可としたもの

3 掲示の申請

- (1) 広報掲示板への掲示を希望する団体は、秘書広報課又は平尾出張所に申請書を提出し、掲示の許可を受けてください。なお、掲示期間は、掲示の許可を受けた日から最長で60日間とします。

- (2) 掲示を許可する際は、掲示物に掲示許可印を押印するので、申請時に、必要枚数分の原本を持参してください。

4 広報掲示板への掲示等

- (1) 掲示物等の掲示、撤去等は利用する団体で行ってください。
- (2) 掲示許可印のある掲示物を掲示してください。なお、掲示物が風雨等で劣化すること及び掲示許可印が消えることを防ぐため、掲示前にラミネート加工等を行ってください。
- (3) 掲示のための画鋏等は、各団体でご用意ください。
- (4) 広報掲示板からはみ出しての掲示及び他の掲示物に被せての掲示は禁止します。
- (5) 掲示許可期間が経過したときは、各団体において速やかに撤去してください。

5 その他

- (1) 掲示物のサイズは原則としてA4版とし、最大A3版程度とします。
- (2) 掲示枚数は、広報掲示板1台につき、1団体1種類1枚とします。
- (3) 掲示許可印のない掲示物及び掲示許可印の日付けが改ざんされた掲示物を発見した際は、秘書広報課までご連絡ください。
- (4) 利用規程に反して掲示を行った団体については、今後の利用を一切禁じる場合があります。

6 問合せ

稲城市企画部秘書広報課広報広聴係

電 話 042-378-2111

ファクス 042-378-6700